

吉川さいえんすクラブ 会則

第1章〔名称〕

第1条 本会は 吉川さいえんすクラブ と称する。

The YOSHIKAWA S.C.(ヨシカワ サイエンス クラブ)

付記： 吉川ロータリークラブの提唱により設立

第2章〔目的〕

第1条 本会は吉川市内の小中学校児童生徒を対象に、自然科学を通じて、子どもと科学とのより良い出会いを求めることを目的とする。

第3章〔趣旨〕

第1条 子どもたちの自然を科学する心を育むために、自然科学に親しみ触れる機会を設ける。

第2条 自然、科学への疑問に対し、実験、作業、理論の解明に挑戦し、創意工夫の楽しさを知ってもらうと共に、努力したことに対し、喜びと達成感の機会を設ける

第3条 自然、科学、技術などを経験させ、将来の興味を目を育て研究の方法を教え、人間性豊かな人材を育成する。

第4章〔活動〕 上記趣旨を達成するための活動

第1条 定期的に科学教室を開く。

第2条 活動を広報に掲載すると共に参加児童保護者に会報を発行する。

第3条 子供科学の学位(学士・修士・博士)の授与

第4条 コンテストやその他目的達成のために必要な事業を行う。

第5章〔会員〕

第1条 本会の趣旨に賛同するものは誰でも入会できる。

第2条 会員には会報を発行する。

第3条 会員及びその家族は、本会の自然教室に一律 100 円の会費で参加できる。(会員外は大人 500 円、小学生以上 300 円の参加費を払う)

第6章〔役員・会の運営〕

第1条 本会には代表 2 名をおく。

第2条 役員、運営委員は役員及び運営委員並びに会員の推薦によって選ばれたものとする。

第3条 (その1)本会の運営は役員・運営委員の合議によって行う。

(その2)運営委員会は役員及び運営委員を以って構成する。

(その3)運営委員会の中に事務局数名をおく。事務局の任期は2年とする。

第7章〔総会〕

- 第1条 本会の総会は役員及び運営委員をもって構成し、4月に開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第2条 総会において、その年度の活動報告を行い、次年度の活動予定を決定する。
- 第3条 総会での議事の決定は、総会出席者に委任されたものとする。但し、議案は前もって役員及び運営委員のほかに会員にも通知され、それに対し、総会に会員が文書等で述べた意見は、総会において審議される。
- 第4条 総会の議事については、総会の出席者の過半数の賛成で決定する。

第8章〔会計〕

- 第1条 本会の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年の6月末日に終わる。
- 第2条 本会の経費は、会費及び吉川ロータリークラブ補助金、一般寄付金、その他をこれに充てる。

第9章〔変更〕

- 第1条 この会則の変更は総会の決議を経なければならない。

第10章〔実施〕

- 第1条 この会則は令和5年1月より実施する。